

鴻巣ジャンボゴルフセンター利用約款

(約款の適用)

第1条 当センターと利用者(会員・非会員を問わず)との間で締結される契約は、埼玉県ゴルフ練習場連盟規定、ローカル・ルール、諸細則等による外、本約款の定めるところによるものとし、これに定めのない事項に関しては、法令または一般に確立された慣習によるものとし、これを準じます。

(利用契約の成立)

第2条 当センターを利用される際は、当日フロントにて本約款を承認の上所定の名簿に署名して戴きます。
利用契約は上記署名を終了した時点で成立するものとします。

(利用の拒絶)

第3条 当センターは、次の場合利用をお断りすることになります。

1. 指定された休場日
2. 天災、故障、補修、その他止むを得ない事情により当センターの利用が不可能と判断されるとき
3. 服装、身なりが利用に不適しているとき
4. サービス等に関して、合理的な範囲を越える負担を求められたとき
5. 泥酔等、当センターを利用されることが好ましくない事由のあるとき
6. 伝染病患者または精神異常者であると認められるとき
7. 賭博等公の秩序もしくは善良なる風俗に反する行為をなし、またはなすおそれがあると認められるとき
8. 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき
9. 暴力団対策法による指定暴力団、その他暴力団の構成員または関係者と認められるとき
10. 前記7.8.9.に該当する方の同伴者
11. 利用者が本約款に違反し、または違反したことがあるとき
12. その他、1ないし11に準ずるような事由があるとき

(利用継続の拒絶)

第4条 当センターは、次の場合には利用の継続をお断りすることになります。
この場合の利用料金はお支払戴きます。

1. 前条のいずれかの項目に抵触すると認められたとき
2. ショートコース利用に際し、技術が極端に未熟で、他の利用者に迷惑をかけたとき
3. ショートコース利用に際し、スロープレーを改めないとき
4. ルール・マナーに違反し、警告を無視したとき
5. 他入場者、または当センター従業員等に危険を招くおそれのある行為があったとき
6. その他、1ないし5に準ずるような行為があるとき

(未成年者の入場)

第5条 当センターに未成年者が入場の際は、原則として保護者の同伴を必要とします。
保護者同伴の有無にかかわらず、未成年者

入場時(非利用者を含む)の事件・事故等に関しては保護者に全責任を負って戴き、当センターは一切責任を負いません。

(金銭、携帯品、その他高価品)

第6条 金銭、携帯品、その他高価品の管理責任は一切負いません。

(自動車)

第7条 駐車場の自動車盗難、車上盗難、車輻事故等に関し、当センターは一切責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第8条 ロッカーの鍵は、利用者からお申し出があればお預かり致しますが、ロッカー収容品についての管理責任は一切負いません。

(利用者の危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第9条 ゴルフは危険を伴う場合がありますので、利用者はエチケット・マナーを守り、自己の責任で利用して戴きます。
ショートコース ご利用の際は、スコアカード記載のエチケット・マナーを遵守して下さい。

(素振り)

第10条 練習場での素振りは、指定された打席以外では行わないで下さい。
ショートコースでの素振りは、他の入場者に危険を及ぼさない様充分注意して下さい。

(ショット時の確認)

第11条 ショートコースにおけるショットは、先行組がホールアウトする迄お待ち下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第12条 練習場およびショートコースでは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第13条 ショートコースでの隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、慎重に打って下さい。

隣接ホールに打ち込んだ場合は、直ちにそのホールの利用者に合図をし、邪魔にならないようプレーするとともに、同伴者、隣接ホール利用者との事故防止には充分注意して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第14条 ショートコースをホール・アウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組、隣接組の打球に注意しつつ次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴のあった場合)

第15条 雷鳴があった場合は直ちにプレーを中断し、安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第16条 当センター内での火気使用は、所定場所以外は厳禁致します。
マッチの燃え殻、煙草の吸い殻はよく消して必ず灰皿に入れて下さい。

(料金の支払い)

第17条 利用料金は、フロント会計にて現金でお支払戴きます。

(利用前後のクラブ確認)

第18条 当センター利用の前には必ずクラブ及びキャディバックの点検・確認を行って下さい。
クラブの不足、損傷等について、当センターは一切責任を負いません。

(諸施設、諸物品に損害を与えた場合)

第19条 故意または過失により、当センターの諸施設及び諸物品を破損した場合、その損害額を支払って戴きます。

(当センター内への持込品)

第20条 当センター内に下記のものを持ち込むことをお断りします。

1. ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火、爆発の恐れがあるもの
5. 騒音を発するもの
6. 劇物、危険薬品類
7. その他、1ないし6に準ずるようなもの

(行為の禁止)

第21条 当センター内で下記の行為はお断りします。

1. 賭博、或いはこれに類する行為
2. 風紀を乱すような言動、暴力行為
3. 他人に迷惑、または不快感を与える行為
4. 無許可の物品販売、宣伝広告等の行為
5. 無許可の写真撮影、録音等の行為
6. 無許可の練習場内、練習場フェアウェイ内、ショートコース内への立ち入り
7. 下駄、サンダル、スリッパ等でのショートコース入場
8. 諸施設、諸物品の持ち出し、移動、加工
9. マット及び打席仕切りの無断移動
10. 指定打席以外の無断使用
11. 同伴者の打席内立ち入りおよびレッスン
12. レッソンの強要
13. 46インチ以上の長尺クラブの無断使用
14. ショートコースでのミドルアイアン以上の使用
15. その他、1ないし14に準ずるような行為

(事故責任)

第22条 利用者が、他入場者または従業員等に傷害等の被害を負わせたり、その所有する物品を損壊した場合、その加害者にすべての損害を弁償して戴きます。
この場合及び利用者の自損行為については、当センターは一切責任を負いません。

(休場日、営業時間)

第23条 休場日と営業時間は、当センターの定めるところによります。
但し、臨時に変更することがあります。

以上

埼玉県鴻巣市新井745-2

三宝開発株式会社

鴻巣ジャンボゴルフセンター